

令和 3 年 3 月 25 日

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の一部改正について

本市におけるダンピング対策については、令和 2 年 4 月に低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式見直しや最低制限価格制度の導入を行ったところですが、建設労働者の適正な賃金及び労働環境をより一層確保し、建設業者の健全な育成を図ることを目的に、下記のとおり一部改正することとしましたのでお知らせします。

1. 改正内容

対象工事を以下のとおり改正する。

制 度 名	現 行	改正後
低入札価格調査制度	設計金額 <u>2000 万円以上</u>	設計金額 <u>1 億円以上及び</u> <u>総合評価落札方式適用案件</u>
最低制限価格制度	設計金額 130 万円を超え <u>2000 万円未満</u>	設計金額 130 万円を超え <u>1 億円未満</u>

2. 制度の概要

低入札価格調査制度	「調査基準価格」を設定し、それを下回る入札者に聞き取り等の調査を実施し、落札者とするか否かを判定する。
最低制限価格制度	「最低制限価格」を設定し、それを下回る入札者を即失格とする。

3. その他

本改正は、両制度の対象工事の見直しを行うものであり、「調査基準価格」及び「最低制限価格」の算出方法については、変更ありません。

4. 適 用

令和 3 年 4 月 1 日以降の起工決議に係る工事に適用する。

【参考】

◎調査基準価格及び最低制限価格の設定方法（今回変更なし）

<p>【設定範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10</p>	
<p>（下記以外の工事） 例 道路改良工事，上・下水道，下水道（電気・機械）設備 等</p>	
① 直接工事費×0.97	} ①～④の合計額×1.10
② 共通仮設費×0.9	
③ 現場管理費×0.9	
④ 一般管理費×0.55	
<p>（建築工事） 例 建築主体，建築（電気・機械）設備，外構，塗装，防水，解体 等</p>	
① 直接工事費×0.9×0.97	} ①～④の合計額×1.10
② 共通仮設費×0.9	
③ (現場管理費+直接工事費×0.1) ×0.9	
④ 一般管理費×0.55	
<p>（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事）</p>	
① 直接工事費×0.8×0.97	} ①～④の合計額×1.10
② 共通仮設費×0.9	
③ (現場管理費+直接工事費×0.2) ×0.9	
④ 一般管理費×0.55	

◎低入札価格調査制度における数値的判断基準の設定（今回変更なし）

（機械・電気・電通工事以外）	（機械・電気・電通工事）
① 直接工事費×0.9	① 直接工事費×0.75
② 共通仮設費×0.8	② 共通仮設費×0.8
③ 現場管理費×0.8	③ 現場管理費×0.8
④ 一般管理費×0.3	④ 一般管理費×0.3